

No.	区分	問い合わせ内容	回答
1	申請関係	登録フォームの入力をやり直したいが再度入力してよいか。	よいです。 ただし、再度入力した場合新たな受付番号が表示されますので、「No.1 受付書兼送付書類チェックリスト」には、必ず新たな受付番号を入力してください。
2	申請関係	登記簿と現住所が違うがどうしたらよいか。	取引をする住所をお願いします。（登記簿と相違があっても問題ありません。） 工事業者など、許可が必要な業種であれば許可のある住所を記載してください。
3	申請関係	従業員数に派遣社員は含むか。	含みません。雇用契約を結んでいる方のみカウントしてください。
4	申請関係	従業員数にパート・アルバイトは含むか。	常時雇用者のみカウントするようにしてください。
5	申請関係	完成工事高が0でも申請できるか。	可能です。 ただし、建設業許可と経審の取得（P点）が必須となります。
6	申請関係	登録フォームの口座欄のフリガナが30文字で書ききれないためどうしたらよいか。	登録フォームは30文字で入りきる所まで入力してください。 なお、紙で提出する場合の「No.16（様式9）：口座振込届出書」には全て記入してください。
7	申請関係	完成工事高のうち官公庁分について、元請・下請区分はあるか。	ありません。経審の完成工事高に対する官公庁分を入力してください。
8	申請関係	技術職員の実人数が経審と乖離しているがよいか。	実人数を記載してください。
9	申請関係	登録フォームの商号名について、フリガナ欄に中点（こちら→・）が入らない場合はどうしたらよいか。	全角のピリオドを代わりに入力ください。（こちら→.）
10	申請関係	郵送受付は令和7年1月6日となっているが、登録フォームは先行してデータ送信してもよいか。	よいです。
11	申請関係	業種選択は以前から考え方は変わっているか。備考欄などはどうしたらよいか。	業種選択の考え方等には変わりはありません。備考欄については、職員の業者選択の参考になるので、詳しく記載いただきますようお願いいたします。
12	申請関係	行政書士などが代理申請することは可能か。委任状などは必要あるか。注意点はありますか。	可能です。委任状の必要はありません。 注意点として、受付書などの申請様式に行政書士の名前が入らない様に注意してください。問合せ先を行政書士にしたいのであれば、別紙（任意様式）をつけて分かる様にしてください。
13	申請関係	登録フォームのデータ送信完了後、「入力内容を印刷する」ボタンを押したが印刷できない。入力内容を確認するためにはどうしたらよいか。	登録フォームでは、入力結果を通知するメールアドレスを入力できるようになっております。通知される内容は、受付番号、入力内容が全て網羅されているため、通知するメールアドレスを入力し、そちらで確認していただくようお願いします。
14	申請関係	送信ボタンを押した後、アイコンがぐるぐるとローディングしたままになる。放置したら画面が黒くなった。	結果通知のメールアドレスを入力いただいた場合、業者様のシステムのセキュリティの関係で上手く結果通知できないことがあります。その場合は、最後のメールアドレスは入力せずに送信してください。（なお、登録完了の通知が届かない点にご注意ください）
15	申請関係	個人事業主の場合、資本金の欄はどの様に記載したらよいか。	個人事業主の場合、「0」を入力してください。
16	申請関係	紙申請する場合、複数の業種（例：工事・設計）に応募したい場合、それぞれクリアファイルを分ける必要があるのか。	共通する書類は1部、各業種の書類を一部ずつ、同じクリアファイルに入れるようにしてください。
17	申請関係	業種ごとに本店取引、支店取引は可能か。また、大阪府の電子入札に合わせる必要はあるか。	複数項目で一元登録となるので不可です。また、大阪府の電子入札に合わせる必要はありません。
18	申請関係	一級建築士にも種類があり、一人が複数の一級建築士の資格を持っている場合は、別カウントすべきか。	1人が一級建築士・二級建築士を持っている場合は、それぞれに別カウントしてください。一級建築士の中では種類別にカウントせず実人数を記載してください。
19	申請関係	希望順位の変更は随時できるのか。	希望業種の削除はできますが、変更及び追加は2年後しかできません。
20	申請関係	口座の登録は必須か。	必須です。
21	申請関係	支店で口座を作っていないため、本店の口座で登録したいが可能か。	可能です。
22	申請関係	物品で登録するが、最初に許可を受けた日とはいつか。	設立日を記入ください。空欄は避けてください。
23	申請関係	インボイス登録がない業者は登録できないか。	そういった制限はありません。
24	申請関係 必要書類	今は経審がなく、新しく経審を取る予定。近日中に審査予約しますが、提出期限までに手に入るか微妙な場合はどうしたらよいか。	提出期限必着で書類一式を必ず出してください。経審がもし間に合わない場合は、1月31日までに提出いただけるものに限って、送付書類チェックリストに付箋を貼り、付箋をホチキス止めをして、付箋に「経審●月●日取得予定、後日提出予定」と書いてください。 ※登録フォームへは古い点数を一旦入力してください。
25	必要書類	許可証明書は通知書でもよいか。	原則証明書を提出してください。 ただし、許可証明書が発行出来ない場合は「建設業許可証明通知書」と「建設業者企業情報検索システムの詳細画面」をつけてください。
26	必要書類	「No.3（様式2）：営業所一覧表」と「No.28：建設業許可申請書の別紙2（経審申請書）」がどちらも営業所一覧でかぶっているがどうしたらよいか。	重複している場合でも両方とも提出してください。 その際、営業所一覧表へ「別紙参照」と記入し、建設業許可申請書の別紙2を添付してもらってもよいです。
27	必要書類	財務諸表は過去何年分の提出が必要か。	直近1年分です。

No.	区分	問い合わせ内容	回答
28	必要書類	固定資産税が非課税の場合はどうすればよいか。	固定資産税の非課税証明書は発行されないため提出不要です。 ただし、法人市民税の非課税証明書は必要となりますのでご注意ください。
29	必要書類	「No.2（様式1）：営業の沿革」について、許可の欄があるが何を書いたらよいか。	物品登録など、営業の際し許可・登録等が必要ない業種については記載不要です。 ただし、建設業などは許可・登録を受けている事業等を記載してください。
30	必要書類	建退共から、建設業退職金共済加入・履行証明書が発行できないと言われたがどうしたらよいか。	6ヶ月以上前の発行日でも構いませんので、発行されている直近の分を添付してください。 なお、そちらも無くやむを得ない場合は、建退共の契約者証を添付して提出ください。
31	必要書類	法人税と消費税の納税について、猶予期間をもらっているため、その3の3が発行できない。	新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを提出してください。
32	必要書類	必要書類がよくわからない。	「受付書・送付書類チェックリスト」をご確認いただき、必要書類を提出してください。
33	必要書類	9月決算でまだ決算が出ていない場合、去年のものでもよいか。	最新の決算が出ていない場合は、去年のものでも構いません。
34	必要書類	納税証明書について、その3の3ではなくその3でもよいか。	3の3で提出いただきたいですが、その3でも代用は可能です。
35	必要書類	印鑑証明書は本店のものか支店のものか。	本店のものでお願いします。
36	必要書類	申請書の印鑑を間違えて押印してしまった場合、隣に正しいものを押印してもよいか。	間違えている方を二重線で消し、正しいものを隣に押しただけであれば可能です。
37	必要書類	固定資産の納税証明書は償却資産のみか。	土地・家屋・償却資産すべてが固定資産の範疇であるため、該当すれば提出してください。
38	必要書類	使用印鑑届の印鑑は角印でもよいか。	丸印をお願いします。
39	郵送	封筒に入れて送付とあるが、レターパック等でもよいか。	よいです。
40	ランク付け	ランク付けにかかわる書類について、防災協定の締結している際は、協定書の写と組合員証の写しでよいか。	よいです。
41	必要書類	No.30：建設業退職金共済組合加入証明書の発行日はいつのものか。	直前6ヶ月以内の発行日です。
42	必要書類	No.4（様式3-1）：工事経歴書は税込か。	税込です。
43	必要書類	No.28：建設業許可申請書の別紙2（経審申請書）は、「営業所一覧表（更新）」でもよいか。「営業所一覧表（新規許可等）」でないといけないか。	「営業所一覧表（更新）」でもよいです。
44	必要書類	法人市民税の納税証明は、納税額が書いていないが完納証明でもよいか。	よいです。
45	必要書類	新しく支店を開設したため、法人市民税の納税証明書がないが、どうしたらよいか。	本店の納税証明書と市町村に提出した開設届出書を送付してください。
46	必要書類	営業所一覧はパンフレットに代えてもよいか。	よいです。